

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
株式会社竹中土木	令和8年8月7日～令和8年9月6日	1 か月	不正又は不誠実な行為 (1か月以上12か月以内)	当該業者の社員は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、労働基準監督署に虚偽の報告をしたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第2条に規定する別表措置要件第18項（不正又は不誠実な行為）に該当するため。